

ご家庭向けおススメプラン

# 『おトクeプラン with 入交トラストエネルギー』のご案内



入交トラストエネルギー と 四国電力 がコラボレーションしてご提供する  
**『特別な電気料金プラン』** です。



ご家庭向けの基本プラン「従量電灯A」と比べて、  
 4人家族の平均的なご使用量（380kWh/月）の場合、  
**1年間で約3,800円おトク!** ※1



※ 図はイメージです

**理由①**

ご使用量が300kWhを超える分の  
 電力量料金単価が**2.2円/kWh 割安!**

**理由②**

ご契約を継続していただくと1年に1回、  
 電気料金を**毎年1,056円割引!** (ありがとう割引)

**理由③**

入交トラストエネルギーを通じたお申込みでさらに**毎月110円割引!** ※2

➤ 「おトクeプラン」をご契約中のお客さまも**おトク**になります。 ※2

## ◇ 『おトクeプラン with 入交トラストエネルギー』について

### 【ご加入可能なお客さま】

四国電力の「従量電灯A」もしくは「おトクeプラン」、または新電力の「従量電灯A」に相当する電気料金プランをご契約中で、入交トラストエネルギー株式会社とのご契約のあるお客さま

### 【料金単価】

区分		単位	単価・割引額	単価・割引額
最低料金	最初の11kWhまで	1契約・1月	666.89	666.89
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	30.65	30.65
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	37.27	37.27
	300kWh超過分	〃	38.58	40.78
特別割引額	ありがとう割引	1契約・1年	▲1,056.00	—
	入交TE特別割引	1契約・1月	▲110.00	—

■従量電灯Aの料金単価

注：口座振替割引 (▲55円〔税込〕/月) は適用されません。「よんでんコンシェルジュ」の本会員に未登録のお客さま、または振込用紙によりお支払いのお客さまは、電気のご使用量やご請求額を書面によりご案内し、書面発行手数料として1契約種別ごとに110円〔税込〕/月を別途ご負担いただきます。

- ※1：ガス併用住宅4人家族における平均電灯使用量380kWh/月(四国電力調べ)の場合で、ご家庭向けの基本プランである「従量電灯A」(口座振替割引を加味)との比較です。表示金額は消費税10%を含みます。なお、本プランについては、燃料費調整における上限を廃止しておりますので、燃料価格が高騰した際は「特定小売供給約款」に基づくプラン(従量電灯A)の方が割安になる場合があります。
- ※2：入交TE特別割引の適用があるため、「おトクeプラン」と比べても、毎月110円(税込)割安です。
- ・「おトクeプラン with 入交トラストエネルギー」の提供地域は、入交トラストエネルギーまたは入交トラストエネルギーの委託先の販売地域と同様です。
- ・詳しいご契約条件は、「電気のご契約にあたっての重要事項」をご確認ください。

# 便利なサービスのご案内

## 電気料金の便利な お支払い方法のご案内

電気料金のお支払いは便利な口座振替・  
クレジットカードで！！  
Webから簡単にお申込みいただけます！！

### ●口座振替払い

お客さまのご指定口座から毎月自動的に振替させて  
いただく方法です。  
Web申込の場合は、**申込書の記入・お届け印の捺  
印が不要**です。

取扱金融機関	みずほ銀行*	阿波銀行*	三菱UFJ信託銀行	漁業協同組合
	三菱UFJ銀行*	百十四銀行*	三井住友信託銀行	ゆうちょ銀行*
	りそな銀行*	伊予銀行*	SBI新生銀行*	
	三井住友銀行*	四国銀行*	あおぞら銀行	
	埼玉りそな銀行*	徳島大正銀行*	四国労働金庫	
	中国銀行*	香川銀行*	信用金庫	
	広島銀行*	愛媛銀行*	信用組合	
山口銀行*	高知銀行*	農業協同組合	※については四国外の 支店も取扱いただけます。	

※一部Web申込対象外の金融機関がございます。

### ●クレジットカード払い

お客さまがご利用されているクレジットカード  
から毎月継続してお支払いいただく方法です。

#### ご利用可能なクレジットカード



※それぞれのお支払い方法の詳しい説明については四国電  
力ホームページをご覧ください。

サービスの詳細  
お申込みはこちら

四国電力 支払い変更

検索

[https://www.yonden.co.jp/customer/contact\\_change/payment/index.html](https://www.yonden.co.jp/customer/contact_change/payment/index.html)



## 無料の会員制Webサービス 「よんでんコンシェルジュ」のご紹介

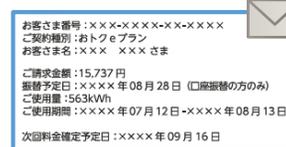
よんでんコンシェルジュにご登録いただくと、  
よんでんポイントがたまり、電気料金等の確認  
が便利に！！

### ●よんでんポイント



電気料金お支払い額 **200円につき**  
「1よんでんポイント」がたまります。  
たまったポイントは他社ポイントや  
各種景品との交換、電気料金のお支払  
い等にご利用いただけます。

### ●電気料金お知らせメール



毎月の電気料金やご使用量  
をメールでお知らせいたし  
ます。

### ●実績照会サービス



毎月の電気料金や使用量をグラフで  
一目で確認できます。  
また、過去実績との比較も可能です。

※よんでんコンシェルジュご登録後、書面による「電気  
ご使用量のお知らせ」のお届けはなくなります。

サービスの詳細  
ご登録はこちら

よんでんコンシェルジュ

検索

<https://www.yonden.co.jp/y-con/index.html>



## ご準備いただくもの

①「電気料金等請求書」等の  
ご契約番号が分かるもの



②電気料金をお支払いの口座番号・  
クレジットカード番号が分かるもの



③メールアドレス  
※よんでんコンシェルジュに  
ご登録いただく場合に必要



※振込用紙によるお支払いのお客さまが、よんでんコンシェルジュにご登録いただく場合は、①と③のみをご用意ください。

本ご案内とウェブサイトを必ずご確認ください

本ご案内は、当社の電気契約の供給条件および利用上の注意をご説明するものです。諸条件、注意事項につきまして、ご一読いただきますようお願い申し上げます。なお、本ご案内に関する詳細事項、ならびに記載のない事項につきましては、電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」）および料金条件ならびに託送約款等（四国電力送配電株式会社〔以下「四国電力送配電」〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等を行います。）によります。需給条件および料金条件は、当社ホームページ（<https://www.yonden.co.jp/>）にて、託送約款等は、四国電力送配電のホームページ（<https://www.yonden.co.jp/nw/>）にてそれぞれご覧いただけますので、あわせてご確認くださいませようお願いいたします。

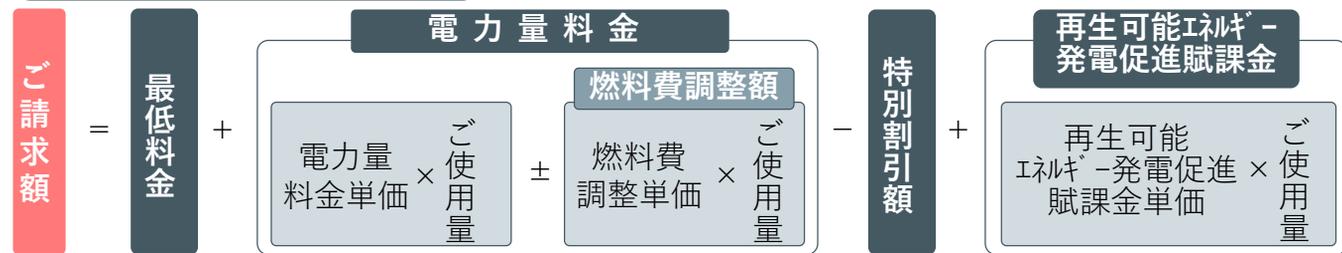
裏面のクーリング・オフに関する事項についても十分にご確認いただきますようお願いいたします。

毎月の料金について

○毎月の料金は、前月の検針日から当月の検針日の前日までを1ヵ月とし、その期間の電気ご使用量等にもとづき以下のイメージ図のとおり算定いたします。なお、お引越しなどで電気のご使用期間が1ヵ月に満たない場合は、日割計算いたします。また、検針日は、四国電力送配電が定めたいえ、当社がお客さまにあらかじめお知らせいたします。

○燃料価格の変動は、燃料費調整制度により料金に反映します。燃料費調整制度は、①「料金プラン設定時に基準とした燃料価格」と、②「各ご請求月の3ヵ月前～5ヵ月前の間の平均燃料価格」の差に応じて料金を調整するもので、詳細については当社HP（[https://www.yonden.co.jp/customer/price/fuel\\_adjustments.html](https://www.yonden.co.jp/customer/price/fuel_adjustments.html)）をご覧ください。なお、燃料価格上昇時の②の価格に上限は設けておりません。

電気料金のご請求イメージ



「おトクeプラン with 入交トラストエナジー」について

- 『おトクeプラン with 入交トラストエナジー』は、当社が定める『おトクeプラン』に入交TE特別割引（▲110円/月）が付帯した料金プランです。毎月のご請求明細では、プラン名称は『おトクeプラン』と表示されます。
- 入交TE特別割引額は、主契約の料金条件または付帯料金条件等によって料金として算定された金額から減算するものとし、減算後の金額は「0」を下回らないものといたします。また、四電ためトクサービスにご加入のお客さまは、前述の算式からためトク利用料およびためトクサービス割引額を加減算いたします。
- ご契約の廃止や解約等により、料金が日割となる月分については、入交TE特別割引は適用されません。
- お客さまが、入交トラストエナジー株式会社との契約等を締結されていないことが明らかになった場合は、入交TE特別割引の適用を終了いたします。

申込み・その他変更手続き

- お客さまが『おトクeプラン with 入交トラストエナジー』の電気需給契約を希望される場合は、当社所定の様式により、申込みいただけます。なお、お申込みの際は、料金適用開始日を当社にて定め、お客さまにご案内いたします。
- 当該料金プランの電気のご契約開始後、需給契約の廃止・変更を希望される場合は、電話、インターネット等にてすみやかに申込みいただけます。ただし、必要に応じて、当社所定の様式によって申込みをしていただくことがあります。なお、本人確認を行うため、必要な書類（身分証明書等）を提示いただくことがあります。
- 相続等によって、新たなお客さまが、それまで電気のご供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときは、名義変更の手続きができます。

ありがとう割引について

- ありがとう割引の対象となる契約にご加入され、その契約を継続いただくことで、1年に1回、電気料金を割引いたします。
- ありがとう割引の契約継続起算日は、対象となる契約にご加入された日といたします。
- 契約継続起算日の属する月の翌月から起算して12月目の料金にて割引いたします。なお、翌年以降は、毎年同じ月分の電気料金から割引いたします。
- ありがとう割引の適用にあたり、お客さまのお手続きは不要です。 (円)

区分	単位	単価
ありがとう割引	契約継続起算日から1年を経過するごとに1契約・1年	▲1,056

契約の申込み・変更・解約時の注意

- 原則として、料金適用開始の日以降1年に満たないで、お客さまは需給契約を他の契約に変更できません。
- お客さまが料金適用開始の日（契約容量または契約電力を増加された日を含みます。）以降1年に満たないで、電気の使用を廃止または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、電気料金を精算していただくことがあります。また、この場合で、当社が四国電力送配電から、託送約款等にもとづき工事費の精算に係る請求を受けたときは、当社は、当該金額をお客さまに支払っていただきます。
- お客さまの増設等の申込みにより、四国電力送配電の供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで、増設等の申込みを取消または変更される場合で、四国電力送配電から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまに支払っていただきます。
- お客さまのご希望による場合など、引込線等の四国電力送配電の設備の工事を行うときには、工事の内容により工事費負担金・その他実費の相当額をご負担いただく場合がございます。この場合は振込等により支払っていただきます。

(あわせて裏面もご確認ください)

## 料金等のご請求・お支払いについて

- 毎月の料金やご使用量は、原則として、インターネット上の当社会員制ウェブサイト（以下「よんでんコンシェルジュ」）によりお知らせいたします。
- お客さまが毎月の料金を振込により支払われる場合、支払方法にかかわらずお客さまが「よんでんコンシェルジュ」に登録されていない場合またはお客さまが特に希望される場合は、当社は請求書を発行いたします。この場合、**書面発行手数料（1枚約ごとに110円（税込）/月）**を加算して請求いたします。
- 毎月の料金をお客さまが指定する口座やクレジットカードから毎月継続して支払っていただく場合は、あらかじめ申込みが必要です。
- 当社が指定した債権管理回収業（以下「債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。
- 原則として、お客さまの料金の支払義務は、四国電力送配電から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」）に発生し、支払期日は請求日の翌日から起算して30日目といたします。なお、毎月の料金をお客さまが指定する口座から毎月継続して支払っていただく場合で、お客さまが請求日の翌日から起算して31日目以降の振替日を希望され、かつ、それを当社が承諾したときの支払期日は、その振替日といたします。
- お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息（年利0%）を申し受けます。

## ご契約にあたって

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- 契約期間満了に先立ち、お客さままたは当社のいずれかから需給契約の廃止または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」）を交付し、契約期間満了前も、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」）によりお知らせすることがあります。また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

## ご契約の解約について

- 当社は、次の場合等に契約を解約させていただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
  - ・電気の供給を停止（電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等）されたお客さまが、当社または四国電力送配電の定めた期日までにこの理由となった事実を解消されない場合
  - ・お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - ・お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - ・需給条件および料金条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工費費負担金等）を支払われない場合なお、需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
- お客さまが、代理事業者等との契約等を締結されていないことが明らかになった場合は、契約種別を『おトクeプラン』に変更いたします。なお、契約種別変更後の料金適用開始日は、当社にて定め、お客さまにお知らせいたします。

## ご契約条件の変更について

- 当社は、次の場合には、民法第549条の4の規定にもとづき、需給条件および料金条件を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給条件および料金条件によります。
  - ・消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因により、需給条件および料金条件を変更する必要がある場合
  - ・託送約款等の変更または法令または改定もしくは改廃により、需給条件および料金条件を変更する必要がある場合
  - ・その他、需給条件および料金条件を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- 当社は、需給条件および料金条件を変更する場合には、変更前も、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法によりお知らせすることがあります。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改定にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなない変更の場合には、変更しようとする事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電磁的方法によりお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付いたしません。

## 代理事業者について

- 入交トラストエナジー株式会社は、当社を代理してお客さまと当社の需給契約締結等を行います。したがって、需給契約は、お客さまからのお申込みを、入交トラストエナジー株式会社が承諾したときに成立いたします。ただし、需給契約の成立後に契約内容の変更等される場合は、当社の承諾が必要です。

## 電気のご利用にあたって（遵守事項）

- お客さまが需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾していただきます。
  - ・託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること
  - ・当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、四国電力送配電が接続供給のために必要とする事項について、四国電力送配電に提供すること
  - ・四国電力送配電が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること
  - ・お客さまが、需給条件および料金条件によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知する場合があります
- お客さまが電気設備を四国電力送配電の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、法令で定める技術基準、託送約款等およびその他の法令等にしたがい、四国電力送配電の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によりてて連系していただきます。
- 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要となる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。なお、必要な措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯または小型機器を使用する契約種別のお客さまについて100%以上を保持していただきます。
- 当社または四国電力送配電は、需給条件および料金条件ならびに託送約款等において必要となる業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または四国電力送配電もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、託送約款等の定めにしたがい、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、四国電力送配電が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- お客さまが不正に電気を使用した場合等には、当社は、違約金（免れた金額の3倍に相当する金額）を申し受けることがあります。
- 四国電力送配電は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、当社は、これにともなう料金の減額を行いません。
- 当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、供給の停止、契約の解約、停電または漏電その他の事故等により、お客さまの受けた損害について、賠償の責めを負いません。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の四国電力送配電の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことに伴い、当社が四国電力送配電から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
- 四国電力送配電は、法令で定めるところにより、電気設備の調査・点検を行っていますので、保安に対するご協力をお願いいたします。
- 周波数許容帯域（60ヘルツ）、供給電圧許容帯域（100または200V）を供給いたします。
- 契約のお申込みの際にお客さまにご提供いただいた個人情報または当社が定める「個人情報保護に関する基本方針」、入交トラストエナジー株式会社が定める「個人情報保護方針」にもとづき、適切に取り扱わせていただきます。なお、各社が定める個人情報保護の方針は、各社のホームページにてご確認いただけます。

## ■申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）に関する事項

- 「特定商取引に関する法律」における「訪問販売」または「電話勧誘販売」により本契約を締結した場合、「ご契約の御礼（ご契約内容のお知らせ）」を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回または契約の解除ができます。
- ・クーリング・オフの効力は、お客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付等）から生じます。
- ・この場合、①お客さまは、損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに供給された役務に関する費用は当社が負担します。
- ③お客さまは、すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまは、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価その他の金銭の支払を請求されることはありません。⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- ・お客さまが、本契約についてクーリング・オフを行った場合、本契約による電気の供給が遮断されることがあります。なお、新たに電気の供給を希望される場合は、お客さまにて新たな小売電気事業者とご契約いただく必要があります。

## 代理事業者

入交トラストエナジー株式会社

本社所在地	高知県高知市中の島2番89号
お問い合わせ先	0120-932-523（本社）
受付時間	月～金曜日 10:00～17:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

## 小売電気事業者

四国電力株式会社

本社所在地	香川県高松市丸の内2番5号
お問い合わせ先	0120-410-430（カスタマーセンター）
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く